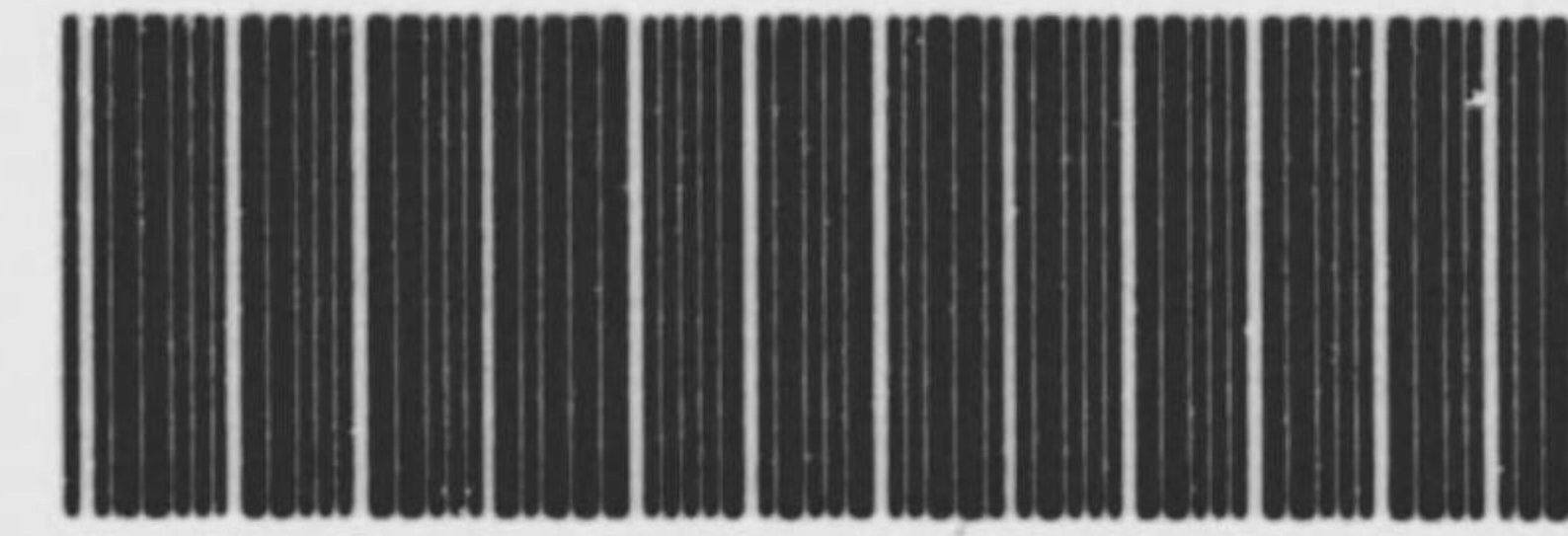


特216
619



* 0043928000 *

0043928-000

特216-619

文検中等教員裁縫科予備試験本
試験最近問題集

大明堂編集部・編

大明堂書店

昭和5

AHE

特216

619

堂編輯部編

文檢
中等教員

予備試驗
本試驗

最近問題集

裁縫科の部

附 檢定受驗案内、諸規程
國民道德要領・教育大意問題

近問雜集



大正十一年

特216
619



文
中
等
教
員
檢
裁

縫

科

豫
備
試
驗
本
試

最
近
問
題
集



東
京
大
明
堂
發
行

目次

中等教員檢定試験受験案内

受 験 資 格	一
受 験 資 格 獲 得 の 捷 徑	二
豫 備 試 験 と 其 の 効 力	三
本 試 験	四
檢 定 學 科 目	五
檢 定 試 験 の 時 期	六
受 験 手 數 料	七
受 験 者 心 得	七
出 願 手 續 書 類	一〇
受 験 出 願 に 對 す る 注 意	一一
國 民 道 德 要 領、教 育 大 意 に 就 て	一四

教員検定に関する諸規程

教員免許令	一五
教員検定規程	一七

裁縫科

豫備・本試験問題集

自大正元年
至

序

試験に際して、其の學科に對する充分の準備を爲す可きは勿論のことであるが、之に伴つて其の試験には從來如何なる問題が多く課されつゝありしか、又出題の傾向は奈邊にあるかを知ることは極めて肝要のことで、完全なる問題集は受験者の爲めに眞の良き羅針盤であると云つてよい。更に受験準備の参考、所謂答案練習の上に之を利用するは、策の得たるものとして一般受験者の採りつゝある方法である。

本書は此の點に着眼して、大正元年より爾來十八ヶ年に亘る問題を集輯し、最近の問題全集を期したるものである。必ずや受験者の爲には好伴侶となり、受験上に利益するの大なることを信じて疑はない。公刊に際し一言以て序となし、尙ほ本書を求められし諸君の成功を切に祈る次第である。

昭和四年十一月

受験生社編輯局にて

編者識す

中等教員檢定試験受験案内

一、受験資格

中等教員檢定試験は何人も之が受験を爲し得るものではない、一定の受験資格を有して居る者に限られてゐる。先づ第一に、教員免許令第五條に「左の各號に該當する者は教員檢定を受くるを得ず」と規定して、

- 一、禁錮以上の刑に處せられたる者。
- 二、破産若くは家資分散の宣告を受け復權せざる者又は身代限りの處分を受け債務の辨償を終らざる者。

以上の何れかの一に牴觸すれば絶対に受験を禁止して居るのである。

更に又、たとへ前述の條項に觸れなくとも、或る資格を有するに非ざれば受験する事が出来ない規程がある。即ち試験檢定規程第五條に左記の條項が列記されてゐる。

第五條 左の各號の一に該當する者は試験檢定を受くることを得、但し第二號及第九號に該當する者に在りて

は一ヶ年以上在學し卒業したる者に限る。

- 一、中學校卒業者。
- 二、高等女學校及高等女學校實科若は實科高等女學校卒業者。
- 三、專門學校入學檢定規程に依る試験檢定に合格したる者。
- 四、專門學校入學者檢定規程第八條第一號に依り專門學校入學に關し指定を受けたる者。
- 五、徵兵令第十三條又は文官任用令第六條に依り中學校と同等以上と認定せられたる學校を卒業したる者。
- 六、小學校本科正教員、尋常小學校本科正教員、若は小學校准教員の免許狀を有する者。
- 七、教員免許令に依り授與せられたる教員免許狀を有する者。
- 八、外國に於て師範學校、中學校、高等女學校に準ずべき學校を卒業したる者。
- 九、文部大臣に於て某學科目に關し適當と認定したる學校を卒業したる者。
- 十、第一號第二號に準ずべき學歷ある者。

二、受験資格獲得の捷徑

文檢受験志願者は前述の受験資格の各號中の何れかの一に該當してゐらねばならぬが、此の資格を全然有して居ない者は、先決問題として、其の資格を獲なければならぬ。而して之に就いて最も簡便

にして容易なる方法は、小學校專科正教員の免許狀を得ることである。專科正教員は唯一科目の試験にパスすれば宜いのであつて、他の小學校教員或は專檢等の如く多くの科目に勞力を費すこともないのである。まことに專科正教員は文檢受験資格獲得の捷徑で、此の方途を選ぶが得策と信ずる。尙序に注意することは、專科正教員は、文檢の何學科へも受験資格を有してゐるのである。例へば圖畫科專科正教員と雖も、國語、漢文、地理その他凡ての科に應試する資格をもつてゐるのであるから、此の點誤解してはならぬ。

三、豫備試験と其の效力

檢定試験は豫備試験と本試験とに分けて行はれる。而して豫備試験はすべて願書經由の地方廳即ち自分が願書を提出した地方廳に於て受験するのである。但し東京府だけは例外で、東京府宛の出願者に對しては都合上文部省で直接試験をすることになつてゐる。出願書類は一旦提出した後は如何なる理由あるも、その受験地の變更は許可されぬから、願書提出の際は、自分の最も便宜の地に爲すがよい。受験地は受験者の全く自由で、自己の本籍地とも限らず、現住所とも限らない。他の府縣の試験場が便利であれば、其の地へ願書を提出して豫備試験を受けるがよいのである。

試験の場所は各地方廳所在地の夫々便宜の所で行ふもので毎年一定して居らぬから、受験者は受験票を受領の際、係員に試験場を承合する必要がある。

豫備試験の効力は、次回まで有効で、即ち前回豫備試験合格者が次回に再び同一學科目を出願した場合に限り、之を免するので、此の際は直ちに本試験だけ受験すればよいわけである。若しかゝる時に同一學科目について出願をせざれば自然効力は消滅して了ふものである。

尙此の豫備試験の際には、國民道德要領、教育大意の二科が併せ課せられる事に定められてゐる。

四、本 試 験

本試験は豫備試験に合格したる者に對して、全部文部省に於て施行するのである。通常は筆記試験と口述試問に分けて行はれるものであるが、學科目に依りては實驗、實地試験等を課されることがある。又極く稀れであるが教授法についても試験される場合もあつて、一樣ではないから試験の狀況等は良く先輩等について詳細を知り置く必要がある。

本試験の日時刻並に場所等は豫備試験終了後に官報に詳細掲載されるから、受験者はよく注意され度い。又その毎年の時期等は後に近年の試験狀況を掲げてあるから、一覽すれば大略の事が知り得ら

れると思ふ。

五、檢定學科目

試験檢定を行ふ學科目は左の如くである。

(一) 修身	(二) 教育	(三) 國語	(四) 漢文
(五) 英語	(六) 佛語	(七) 獨語	(八) 歴史
(九) 地理	(一〇) 數學	(一一) 物理	(一二) 化學
(一三) 博物	(一四) 理科	(一五) 法制及經濟	(一六) 習字
(一七) 圖畫	(一八) 家事	(一九) 裁縫	(二〇) 體操
(二一) 音樂	(二二) 簿記	(二三) 農業	(二四) 商業
(二五) 手工	(二六) 手藝		

以上のうち、一學科目にして數部に分れてゐるものがあるが、之れは試験規程第二條を参照され度い。尙右の學科目中「簿記」「農業」「商業」の三學科目は現在全然施行しない。之れは文檢實業教員檢定試験の方で行つてゐる爲め中等教員檢定に於ては省いてゐるのである。

六、検定試験の時期

試験検定は數年前までは毎年一學科目を二回づゝ施行してゐたが、最近は一學科目を年一回に改め何れの學科も年に一回は施行されてゐる。而して其の時期は一定してはゐないが、左の表を一覽すれば大略の見定めがつくと思ふ。是れに依ると第一次は五月頃豫備試験を、七月頃に本試験が行はれ、第二次は十月頃豫備試験を、十二月頃に本試験を施行して居る。

此等の試験の時期は其度毎に官報に公示されるから、受験者はよく注意して出願期限を誤らぬ様にしてなければならぬ。

検定試験施行状況一覽

施行年	施行回数	試験公告	出願期限	試験施行學科目	試験期日	
					豫備試験	本試験
昭和二年	第四十六回	昭和二年三月十日	昭和二年三月十日	教育、英語、佛語、獨語、物理、化學、博物、理科、法制及經濟、習字、圖畫、體操、音樂、手工、	五月四日ヨリ 五月廿日マデ	七月一日ヨリ 七月七日マデ
	第四十七回	昭和二年七月二十八日	昭和二年八月二十五日	修身、國語、漢文、歴史、地理、數學、家事、裁縫、手藝、	十月二十五日ヨリ 十月二十九日マデ	十二月八日ヨリ 十二月十四日マデ

昭和三年		昭和四年	
第四十八回	昭和三年七月三日	昭和三年七月十五日	五月八日ヨリ 五月廿日マデ
第四十九回	昭和三年七月七日	昭和三年七月十五日	七月二日ヨリ 七月十日マデ
第五十回	昭和四年三月十五日	昭和四年三月十五日	十月二日ヨリ 十月十日マデ
第五十一回	昭和四年八月六日	昭和四年八月六日	七月二日ヨリ 七月十日マデ

七、受験手数料

試験検定手数料は、一學科目について金七圓であつて、之れは受験出願の際に、願書に収入印紙を以て貼付するのである。此の一學科目七圓といふ事について注意する事は、一學科目が數部に分れてゐる場合に、その一部を出願しても矢張り一學科目の料金を納付せねばならぬ。例へば博物科に於て其の中の動物を一科目だけ出願しても七圓、植物、動物、礦物の三科を併せ出願しても七圓でよいのである。他の學科に於ても同様である。

八、受験者心得

檢定試験受験者の受験に當面しての心得を列挙すれば左の如くである。

- 一、受験者は試験當日定刻前に試験場に参着して受験票を監督者に示すべし。
試験開始の後参着又は受験票を持参せざる場合は入場することを許さず。
- 二、試験場に出席するには男子は洋服又は羽織、袴を着用すべく女子の服装は適宜たるべし。
- 三、試験場には特に指定したる物の外一切携帯することを許さず。
- 四、試験問題の内容に關しては一切質問することを許さず。
- 五、試験答案は文字を明瞭に記載し問題紙面の注意に於て特に綴方を指示したる科目の外は一問毎に答書を別にし必ず「受験記號番號」を記載し且番號順に重ねて提出すべし。一問の答書二葉以上に互るときは每葉順序の符號を記し且一葉毎に必ず受験記號番號を記載し縦書横書共に上邊右隅を綴り置くべし。
- 六、問題の全部に答へ能はざる場合は「全部不能」の四字及「受験記號番號」を記載したる一葉又は某問題に答へ能はざる場合は其の「問題番號」「不能」の二字及「受験記號番號」を記載したる一葉を提出すべし。
- 七、「國民道德要領」「教育大意」の試験を受くる者に在りては「受験記號番號」の上に必ず受験出願科目を記載すべし。
- 八、第六項又は第七項の記載を逸したる者若くは錯誤して之を記載したる者は其の答書を無効とすることあるべし。

九、既に答書を提出したる上は訂正することを許さず一旦退席したるときは其の試験時間中再び入場することを許さず。

- 一〇、試験場に於ては受験者互に言語を交ふることを許さず又監督の許可を得ずして席を離るゝことを許さず
- 一一、試験の時刻至り「起立」の號令ありたる後は執筆することを得ず。
- 一二、受験者は總て監督者の指揮命令に従ふべし若し監督者に於て不都合の行爲ありと認めたる場合には退場を命ずることあるべし。
- 一三、前項不都合の行爲ありと認めたる者は其の情狀に依り既に提出したる答書を無効とし且引續き受験することを許さざることあるべし。
- 一四、試験場に入るには各學科目を通じて筆、鉛筆、筆、小刀、墨池又は硯及墨を携帯すべし。

右の外尙各學科目の種類に依り携帯すべき用品左の如し。

- | | |
|-----|---|
| 外國語 | ペン、ペン軸、インキ、吸取紙 |
| 地理 | 色鉛筆、メートル尺、分度器、コンパス |
| 數學 | 三角定規、コンパス |
| 習字 | 三寸角、一寸角、五分角及二分角の大きさの文字を書くべき大小諸種の筆、硯、墨、文鎮、曲尺 |

毛筆 筆、着色筆、ヤキ筆、繪具、刷毛、羽筆、筆洗、小皿、曲尺(畫板を携帯するも妨なし)

鉛筆 畫 ゴム、畫川鉛筆、繪具及筆、筆洗、小皿、曲尺(畫板を携帯するも妨なし)

用器 畫 ゴム、圖引器械、定規、ピン、曲尺、(畫板を携帯するも妨なし)

家事 曲尺、消ゴム

體操の本試験に於ては 擊劍……………劍術一式
柔術……………柔術衣一式

裁縫 豫備試験に於ては……………鯨尺
本試験に於ては……………針、指貫、鉄、篋、篋錢、鏡板、鯨尺、卷尺、チロロ

簿記 黑色インキ、赤色インキ、ペン及ペン軸、丸定規、吸取紙

手工 消ゴム、圖引器械、尺度、三角定規、ピン(畫板及丁定規を携帯するも妨なし)

編物 金屬裝編針(五本一組)、角製鈎編、針、金屬製鈎編針、毛絲針、鯨尺、鉄

毛織の本試験に於ては 刺繡 針、鉄、めうち、繪具

造花 (鉄、糊板、彩色筆(三本)、線書筆、刷毛、繪具皿、筆(大)、女錢

九、出願手續書類

受験について提出すべき書類は次の通りである。此の中證明書等は各々人に依つて相違があるから

出願の際は手落なく注意を要すべきである。

- 一、受験願書(第一號書式)
- 二、履歴書(第二號書式)
- 三、受験資格證明書(第三號書式、第四號書式、第五號書式、第六號書式)
- 四、身體検査書(第七號書式)

以上の書類の書式及び記載についての注意要項は、後章の「手續上の注意」及び試験規程の後に掲げある書式雛形を見れば詳細判然すると思ふ。

十、受験出願に対する注意

出願上の注意は試験施行の告示と同日の官報に公告される慣例で、これを取纏めて見ると次の如くである。之れは毎年同様で、恐らく今後も變りは無いであらう。

◇出願に關する注意事項

- 一、元第二種學校(女子師範學校、師範學校女子部、高等女學校)の教員免許狀を有し更に同一學科目の試験檢定を出願したる者に對しては其豫備試験を省き本試験のみを行ふ

二、「國民道徳要領」「教育大意」の試験は豫備試験の際に行ふと雖も其成績は本試験まで之を保留するものとして「教授法」の試験は本試験の際之を行ふ

三、前回施行の（前回に施行せざりし科目に付ては最近施行の分以下之に倣ふ）教員檢定試験に於て豫備試験に合格したるものにして今回同一學科目の試験檢定を出願したる場合には教員檢定に關する規程第八條第四項に依り當該學科目の豫備試験を省き本試験のみを行ふ但し「國民道徳要領」「教育大意」の試験は教員檢定に關する規程第九條但書の場合の外之を省略せず

四、某學科目の免許狀を有し又は前號の豫備試験に合格したる者に對する試験檢定は左の區別に依り之を行ふ但し「國民道徳要領」「教育大意」の試験に關しては前號と同じ

國語科 漢文科の免許狀を有し若は前回施行の教員試験檢定に於て漢文科の豫備試験に合格したる者に於て國語科の試験檢定を出願したる者に對しては其豫備試験を省き本試験のみを行ふ

漢文科 國語科の免許狀を有し若くは前回施行の教員試験檢定に於て國語科の豫備試験に合格したる者に於て漢文科の試験檢定を出願したる者に對しては其豫備試験を省き本試験のみを行ふ

歴史科 日本史、東洋史の一に關し成績佳良證明書を有する者にして同一學科目の試験檢定を出願したるときは教員檢定に關する規程第十二條第二項に依り其證明を記載せざる部分に就き本試験を行ふ

理科 物理、化學、動物、生理、動物及生理、植物、礦物又は生理及衛生の中一部若くは二部以上の免許

許狀を有し理科の試験檢定を出願したる者に對しては免許狀を有せざる部分のみに就き豫備試験を行ふ

五、出願に關する書式は明治四十一年文部省令第三十二號教員檢定に關する規程を参照すべし

第一號書式記載注意、(一)族稱は華十族に限り記載すべし、(二)受験資格は規程に該當するもの、内最主要の事項を記載すべし、(三)二學科目以上併願の場合と雖も願書は一通に認むべし、(四)某學科目の内の或る部分の試験を出願する場合には學科目の場所に「國史科の内日本史東洋史」の如く明記すべし、(五)出願者氏名の漢字には振假名を附すべし、(六)前回施行の教員試験檢定豫備試験に合格したる者にして今回同一學科目を出願したる者は受験資格の上方に「第××回何科豫備試験合格者」と朱書すべし、(七)教員檢定に關する規程第七條第五號に依り無試験檢定出願中の者は其學科目並に出願年月日を受験資格の上方に朱書すべし

第二號書式記載注意、(一)學業は受験資格に關係ある事項に限り記載すべし、(二)規程第五條第一號乃至第五號及第九號の資格を以て出願の場合には必ず第三號書式の證明書を添付すべし、(三)教員免許狀は別紙に其寫を添付すべし、(四)規程第五條第六號の資格を以て小學校教員免許狀授與地方廳以外の地方廳を経由出願の場合には必ず第五號書式の證明書を添付すべし、(五)規程第五條第十號の資格を以て出願の場合には必ず其學業に就き同條第一號又は第二號に準ずと認むべき證明書を添付す、(六)業務は現在若くは最近の經歷を記載すべし、(七)實績は經歷上特に重要なる事項を記載すべし、(八)身上に關する事項は族稱

氏名の變更等身上の異動を記載すべし(以上)

國民道德要領、教育大意に就て

試験に際して、其の出願學科目の他に、國民道德要領並に教育大意の二科目が必ず課される。元來此の二科の試験は本試験に屬すべきものであるが、便宜上豫備試験の際に行ふ。而して此の兩科は、毎回受験を要するのである。往々にして受験者中には前回に之に合格してゐるから、受けずともよいなど、誤解してゐる者があるが、此の兩科のみは豫備試験の効力の如く次回まで有効ではなく一回限りであるから、注意され度い。

併し乍ら教員免許狀所有者、小學校本科正教員は此の二科の受験は免除され、又修身科を受験する人は、國民道德要領の試験は受験する必要はないから、教育大意のみ受験すればよいのである。更に教育科の受験者は之と反對に教育大意の試験は省かれて、國民道德要領の試験は受験せねばならぬのである。即ち規程第九條に「試験は受験人出願の學科目に就き其の教員たらんとする學校の學科目を教授するに足るべき程度を標準として國民道德要領、教育大意及び教授法を併せて之を行ふものとする但し教員免許令に依り授與せられたる教員免許狀を有する者若しくは小學校本科正教員に對しては本

文國民道德要領及教育大意、修身科出願者に對しては國民道德要領、教育科出願者に對しては教育大意の試験を行はず」と規定されてゐるのである。

教員檢定に關する諸規程

◎教員免許令

明治三十三年三月三十日勅令第三百三十四號
大正五年三月十五日勅令第二十二號改正

第一條 特別ノ規程アル場合ヲ除クノ外教員免許狀ヲ授與スルハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 特別ノ規程アル場合ヲ除クノ外本令ニ依リ免許狀ヲ有スル者ニ非サレハ教員タルコトヲ得ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得

第三條 教員免許狀ハ教員養成ノ目的ヲ以テ設置シタル官立學校ノ卒業者又ハ教員檢定ニ合格シタル者ニ文部大臣之ヲ授與ス

第四條 教員檢定ハ試験檢定及無試験檢定トシ教員檢定委員之ヲ行フ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ教員檢定ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

- 二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復讐セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者
- 第六條 教員檢定ヲ出願スル者ハ手数料トシテ一學科目毎ニ金七圓ヲ納付スヘシ
- 第七條 教員檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第八條 教員免許狀ヲ受ケタル氏名族籍及免許ノ學科ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス
- 第九條 教員免許狀ヲ有スル者其ノ氏名族籍ヲ變更シ又ハ免許狀ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ免許狀ノ書換若ハ再渡ヲ文部大臣ニ出願スルコトヲ得
- 前項ニ依リ免許狀ノ書換若ハ再渡ヲ出願スル者ハ手数料金壹圓ヲ納付スヘシ
- 第十條 教員免許狀ヲ有スル者第五條各號ノ一ニ該當シタルトキハ免許狀ハ其ノ効力ヲ失フ
- 第十一條 教員免許狀ヲ有スル者不正ノ所爲其ノ他教員タルヘキ體面ヲ汚辱スルノ行爲アリテ其情狀重シト認ムルトキハ文部大臣ハ其ノ免許狀ヲ褫奪ス
- 第十二條 本令ニ依リ納付スヘキ手数料ハ收入印紙ヲ用キ之ヲ貼付スヘシ其ノ既ニ納メタル後ハ何等ノ事情アルモ之ヲ還付セス

附則

- 第十三條 本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十四條 本令施行前文部大臣ニ於テ授與シタル師範學校、中學校、高等女學校ノ教員免許狀及舊東京師範學校

ニ於テ授與シタル中學師範學科卒業證書ハ本令ニ依リ授與シタル教員免許狀ト同一ノ効力ヲ有ス
 大正五年勅令第二十二號附則
 本令ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎教員檢定ニ關スル規程

- 明治四十一年十一月二十六日文部省令第三十二號
- 同 四十四年文部省令第三十二號改正
- 同 四十五年文部省令第七號改正
- 大正十三年文部省令第十二號改正
- 同 五年文部省令第八號改正
- 同 九年文部省令第九號改正
- 同 十年文部省令第十四號改正
- 同 十一年文部省令第二十號改正

第一條 教員檢定ハ受験人ノ學力、性行、身體ニ就キ之ヲ行フ
 第二條 檢定ヲ爲スヘキ學科目左ノ如シ

- 修身 教育 國語 漢文 英語 佛語 獨語 歷史 地理 數學 物理 化學 博物 理科 法制及經濟
- 習字 圖畫 家事 裁縫 體操 音樂 簿記 農業 商業 手工 手藝

歴史ハ日本史東洋史、西洋史ノ二部ニ博物ハ動物、植物、礦物、生理及衛生ノ四部ニ圖畫ハ毛筆畫、用器畫、鉛筆畫用器畫ノ二部ニ體操ハ體操、擊劍、柔術ノ三部ニ手藝ハ刺繡、造花、編物、染色機織ノ五部ニ分チテ檢定ヲ出願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ一學科目ノ一部若クハ數部ノ檢定ヲ出願スルモ其手数料ニ關シテハ一學科目ト看做ス

手藝ハ染色若ハ機織ヲ出願スル者、裁縫ト併セ出願スル者又ハ裁縫若ハ手藝ノ免許狀ヲ有スル者ノ外二部以上ニ就キテ檢定ヲ出願スルニアラサレハ試験ヲ行ハス但シ染色、機織ニ就キテハ當分ノ内試験檢定ヲ行ハス前項ノ規定ニ依リ裁縫ト手藝ノ一部ヲ併セ出願スル場合ニ於テ其ノ手数料ニ關シテハ一學科目ト看做ス
數學ハ算術、代數、幾何、三角法及高等數學初步ニ就キ檢定ス

第三條 試驗檢定ハ每年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試験檢定ハ隨時之ヲ行フ
試驗檢定ノ出願期限及試験ヲ爲スヘキ學科目ハ文部大臣ニ於テ之ヲ告ホシ試験施行ノ期日ハ教員檢定委員會長ニ於テ之ヲ公告ス

第四條 檢定ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ試験檢定ニ在リテハ豫備試験ヲ受クヘキ者ハ其受驗地ノ地方廳其ノ他ノ者ハ便宜ノ地方廳ヲ經由シ無試験檢定ニ在リテハ地方廳若ハ當該學校ヲ經由シテ文部大臣ニ出願スヘシ

一 第二號書式ノ履歷書及受驗資格ニ關スル學校卒業證書若ハ教員免許狀ノ寫

二 第五條第一號、第二號、第四號、第五號及第九號ニ該當スル者ニ在リテハ第三號書式ノ當該學校長證明書
同條第三號ニ該當スル者ニ在リテハ第四號書式ノ試験檢定合格證明書、同條第六號ニ該當スル者ニシテ教員免許狀授與地方廳以外ノ地方廳ヲ經由スル場合ニ在リテハ第五號書式ノ授與地方廳證明書、第十一條第一項第二號ニ該當スル者ニ在リテハ第六號書式ノ相等官署ノ證明書
三 第七號書式ノ學校醫ノ身體檢查書但シ學校醫ノ設置ナキ地ニ在リテハ醫師法ニ依ル醫師ノ身體檢查書ヲ以テスルモ妨ナシ

地方長官又ハ當該學校長ハ本人ノ性行ニ就キ意見ヲ具申スルコトヲ要ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ試験檢定ヲ受クルコトヲ得但シ第二號及第九號ニ該當スル者ニ在リテハ一ケ年以上在學シ卒業シタル者ニ限ル

- 一 中學校卒業者
- 二 高等女學校及高等女學校實科若ハ實科高等女學校卒業者
- 三 專門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者
- 四 專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依リ專門學校入學ニ關シ指定ヲ受ケタル者
- 五 徵兵令第十三條又ハ文官任用令第六條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者
- 六 小學校本科正教員、尋常小學校本科正教員、小學校專科正教員若ハ小學校准教員ノ免許狀ヲ有スル者

- 七 教員免許令ニ依リ授與セラレタル教員免許狀ヲ有スル者
- 八 外國ニ於テ師範學校、中學校、高等女學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シタル者
- 九 文部大臣ニ於テ某學科目ニ關シ適當ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者
- 十 第一號及第二號ニ準スヘキ學歷アル者

第六條 削除

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ文部大臣ノ適當ト認メタル學科目ニ關シ無試験檢定ヲ受ケルコトヲ得

- 一 文部大臣ノ指定シタル學校ノ卒業者及專科修了者
- 二 第五條第一號乃至第八號ニ該當スル者ニシテ卒業者ノ教員無試験檢定ニ關シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立、私立學校ニ入り三箇年以上在學シテ卒業シタル者但シ體操科ヲ修ムル者ニアリテハ二ヶ年以上トシ修業年限四箇年ノ高等女學校、高等女學校實科若ハ實科高等女學校ノ卒業者並ニ第五條第三號ニ該當スル者及第四號中修業年限四ヶ年ノ高等女學校卒業者ニ準スヘキ者ニ在リテハ家事、裁縫、手藝ノ一科目又ハ數科目ヲ修ムル場合ノ外四箇年以上トス
- 三 高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者
- 四 第五號第一號乃至第八號ニ該當スル者ニシテ外國ノ大學校又ハ之ニ準スヘキ學校ニ於テ修業シ學位若ハ卒業證書ヲ受領シタル者

五 相當ノ學歷ヲ有シ師範學校、官立、公立中學校、高等女學校及之ト同等以上ノ官立、公立學校ニ於テ五箇年以上檢定ヲ受ケムトスル學科目ヲ擔任シ其ノ成績優良ナル者

第八條 試験檢定ヲ分チテ豫備試験及本試験トス但シ學科目ノ種類ニ依リ豫備試験ヲ行ハサルコトアルヘシ豫備試験ヲ施行スル學科目ニ在リテハ豫備試験ニ合格シタル者ニアラサレハ本試験ヲ受ルコトヲ得ス
國語科ノ豫備試験ニ於テハ漢文、漢文科ノ豫備試験ニ於テハ國語ヲ併セ課ス

豫備試験ニ合格シタル者ハ次ノ試験檢定ニ同一科目ニ付出願スル場合ニ限り豫備試験ヲ免ス
第二條第三項ノ規程ニ依リ裁縫ト手藝ノ一部トヲ併セ出願シタル者ニ對スル手藝科ノ本試験ハ裁縫ノ本試験ニ合格スルニアラサレハ之ヲ行ハス

第九條 試験ハ受験人出願ノ學科目ニ就キ其ノ教員タラムトスル學校ノ學科目ヲ教授スルニ足ルヘキ程度ヲ標準トシ國民道徳要領、教育大意及教授法ヲ併セテ之ヲ行フモノトス但シ教員免許令ニ依リ授與セラレタル教員免許狀ヲ有スル者若ハ小學校本科正教員ニ對シテハ本文國民道徳要領及教育大意、修身科出願者ニ對シテハ國民道徳要領、教育科出願者ニ對シテハ教育大意ノ試験ヲ行ハス

第十條 豫備試験ハ願書經由ノ地方廳所在地ニ於テ之ヲ行フ
前項試験ノ施行ハ東京府ヲ除クノ外地方長官之ヲ監督ス
本試験ヲ行フヘキ場所ハ教員檢定委員會長ニ於テ之ヲ公告ス

第十一條 體操科中體操ノ試験檢定ヲ出願シタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キテハ特ニ兵式ニ關スル教練ノ試験ヲ行ハス

體操科中擊劍及柔術ノ試験ハ女子ニ對シテハ之ヲ行ハス

一 陸軍歩兵科士官

二 陸軍歩兵科下士任官後滿四年以上現役ニ服シタル者

三 女子

第十二條 日本史東洋史ノ檢定ヲ受ケタル者ニシテ日本史、東洋史ノ一ニ關シ成績佳良ナルトキハ教員檢定委員會長ハ其ノ部分ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スヘシ

前項ノ證明ヲ受ケタル者ニシテ更ニ同一學科目ニ就キ試験檢定ヲ出願シタルトキハ其證明書ニ記載セサル部分ニ就キ本試験ヲ行フ

第十三條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケムトシタル者及試験ニ關スル規定ニ違背シタル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

檢定ニ合格シタル後前項ノ事實ヲ發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トスルコトアルヘシ

附則

第十四條 本令ハ明治四十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十五條 明治三十二年文部省令第二十五號第二條ニ依リ許可ヲ受ケタル學校ニ現ニ在學スル生徒ニ對シテハ其ノ修業年限ハ第七條第二號ニ係ラサルコトヲ得

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ第五條及第六條ノ規定ニ拘ラス試験檢定ヲ受クルコトヲ得但シ第一號ニ該當スル者ニ關シテハ本令施行後三箇年間ニ限ル

一 明治四十年四月二十五日現ニ師範學校、中學校、高等女學校又ハ徵兵令第十三條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル實業學校ノ教員ノ職ニ在リタル者

二 前號ニ該當スル者ニ對シテ試験檢定ヲ受ケ教員免許狀ヲ授與セラレタル者

第十七條 明治四十年文部省令第十三號ハ之ヲ廢止ス

明治四十三年文部省令第三十二號附則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前高等女學校ノ技藝專修科ヲ卒業シタル者又ハ本令施行ノ際現ニ高等女學校ノ技藝專修科ニ在學スル者ノ檢定ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

明治四十五年四月以前ノ各種學校卒業者ニシテ文部大臣ニ於テ第五條第二號及第六條第二號ニ該當スル者ト同等ノ學力アリト指定シタル者ハ明治四十八年三月マテ試験檢定ヲ受クルコトヲ得

(明治四十三年文部省令第三十二號ニ依リ改正前ノ第六條第三號規定)

三 高等女學校ノ修業年限三ヶ年以上ノ技藝專修科ニ於テ主トシテ裁縫又ハ手藝ヲ學修シタル者ニ在リテハ裁縫科又ハ手藝科

明治四十五年文部省令第七號附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十一條及第一號書式ハ明治四十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正五年文部省令第八號附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正九年文部省令第九號附則

本令ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前算術代數幾何ノ免許狀ヲ授與セラレタル者ニ對スル數學科ノ試験檢定ハ三角法及高等數學初步、三角法若ハ解析幾何免許狀ヲ授與セラレタル者ニ對スル數學科ノ試験檢定ハ高等數學初步ニ就キ本試験ヲ行フ前項ノ本試験ニ合格シタル者ニ對シテ數學科ノ免許狀ヲ授與ス

大正十年文部省令第十四號附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(大正十年三月四日)

本令施行前ニ於テ國語、漢文ノ一ニ關シ成績佳良ノ證明書ヲ授與セラレタル者ニ對シテハ國語科若ハ漢文科ノ免許狀ヲ授與ス

大正十一年文部省令第二十號附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(大正十一年五月二十日)

教員檢定願



本籍地
現住所
受應資格

學科目

族稱

氏

名

年月日生

私備師範學校中學校高等女學校教員志願ニ付前記學科目ニ就キ試驗檢定相受度書類ヲ具シ此處相願候也

年月日

右

氏

名

文部大臣 宛

- (記載注意) 一 族稱 華士族ニ限り記載スヘシ 二 受験資格ハ最主要ノ事項ノミヲ記載スヘシ
 三 二科目以上併願ノ場合ト雖願書ハ必ス一通ニ認ムヘシ 四 出願者氏名ノ漢字ニ
 ハ振假名ヲ付スヘシ

【第二號書式】 (用紙美濃紙)

履 歷 書

氏 名

年 月 日 生

學 業

- 一 年月日何學校何學年ニ入學、年月日卒業
- 一 年月日何教員免許狀受領
- 業 務
- 一 年月日何官職拜命若ハ何業ニ従事、年月日何事由ニ依リ退官職若ハ廢業
- 賞 罰
- 一 年月日何事由ニ依リ何賞若ハ何罰ヲ受ケ
- 身上ニ關スル事項

一 年月日何事由ニ依リ何ト改氏名等
 以 上
 年 月 日

右

氏 名

- (記載注意一) 一 學業ハ受験資格ニ關係アル事項ニ限り記載スヘシ 二 教員免許狀ハ別紙ニ其寫ヲ
 添付スヘシ 三 業務ハ現在若ハ最近ノ經歷ニ限り記載スヘシ 四 賞罰ハ經驗上特ニ
 重要ナル事項ニ限り記載スヘシ 五 身上ニ關スル事項ハ族稱氏名ノ變更等身上ノ異動
 ヲ詳記スヘシ
- (記載注意二) 教員檢定ニ關スル規程第七條第五號ノ無試験檢定出願者ニ在リテハ本書式ニ準シ學業、
 業務賞罰ニ關スル事項ヲ詳記スヘシ

【第三號書式】

證 明 書

本 籍

氏 名

年 月 日 生

右ハ年月日本校何科第何學年ニ入學シ年月日同科ヲ卒業セシ者ナルコトヲ證明ス
年月日

(記載注意) 學科ノ區別ナキ場合ニ在リテハ科名ヲ記載スルニ及ハス

何學校長氏名 印

【第四號書式】

證明書

本 籍

氏

名

年月日生

右ハ年月日本校ニ於テ施行ノ專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格セシ者ナルコトヲ證明ス
年月日

何學校長氏名 印

【第五號書式】

證明書

本 籍

氏

名

年月日生

右ハ年月日當廳ニ於テ何教員免許狀ヲ授與セシ者ナルコトヲ證明ス
年月日

地方長官氏名 印

【第六號書式】

證明書

本 籍

氏

名

年月日生

右ハ年月日陸軍歩兵科下士任官以後滿四箇年以上現役ニ服セシ者ナルコトヲ證明ス
年月日

官 職 氏 名 印

【第七號書式】 (用紙筆濃紙記載方ハ別記身體檢查書記載方心得ニ依ルヘシ)

身體検査書

三〇

族稱

何

某

生年月日

- 一 體格
- 一 身長
- 一 體重
- 一 胸圍
- 一 中心視力
- 一 色盲
- 一 眼病
- 一 聽力
- 一 耳疾
- 一 呼吸器
- 一 神經系

- 一 皮膚
 - 一 言語
 - 一 既往現在の疾病又は畸形
- 右検査候處相違無之候也
- 年月日検査

住所

何學校醫

(學校醫にあらざる者なるときは
學位若は其資格を記載すべし)

何 某園

(別記)

身體検査書記載方針得

- 一 検査の表記及身長體重胸圍視力等の検査方法は明治三十三年文部省令第四號學生生徒身體検査規程に準ずべし
- 一 體格の強健と稱するものは發育榮養共に佳良にして身長(釐)を以て體重(斤)を除したる商〇、三二以上且

- 無病健全の者を指す中等と稱するは發育榮養共に普通にして其の身長(釐)を以て體重(斤)を除したる商〇、二六以上且無病の者を指す
- 薄弱と稱するは發育榮養共に不十分なるか或は身長(釐)を以て體重(斤)を除したる商〇、二六未満なるか或は強度の脊柱彎曲肩平胸狭小胸若は全身の健康に直接の關係ある慢性の疾患ある者を指す
- 一 中心視力はスネルレン氏の試視力表に依りて其の記載方は $\frac{10}{20}$ と記すべし但し遠視若は近視にありては二十尺の距離に於て二十尺を明視し得る眼鏡の度を記載すべし
- 色盲は其の有無若し其の患あるものは色盲と記載すべし
- 一 呼吸器は理學的診斷の成績を記載すべし
- 一 神経系は中樞若は末梢神経に障害の有無を記載すべし
- 一 皮膚は主として傳染症皮膚病の有無を記載すべし若し顔面にあらはれたる皮膚病あるときは之を記載すべし
- 一 言語は明朗、吃、嗄聲等を記載すべし
- 一 既往現在の疾病又は畸形は胸病、肺病、肋膜炎、脚氣等の現在及顯著なる畸形を記載すべし (以上)

國民道德要領問題

(本科目は大正五年より新に加へられたる科目なり)

大正五年 (第三〇回)

- 一、國民道德の意義を問ふ。
- 二、教育に關する勅語中の「國體ノ精華」の意義を説明し、且これに就きて感ずる所を述べよ。
- 三、恭儉の重んずべき理由を述べよ。
- 四、國家と個人との關係を論ぜよ。

大正六年 (第三一回)

- 一、教育に關する勅語中の「威其德ヲ一ニセンコト」の意義を説明し、且之れに就きて感ずる所を述べよ。
- 二、我國に於て孝道の特に重んぜらるゝ理由を述べよ。
- 三、國民道德の見地より我が立憲政體の特徴を論ぜよ。

國民道德要領

四、國民道德と人道との關係。

大正七年 (第三二回)

- 一、教育に關する勅語中の「國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」の意義を説明せよ。
- 二、我國に於ける家の觀念を明かにし且之に對する心得を説け。
- 三、博愛の重んずべき理由を述べよ。
- 四、國民道德と個人主義との關係如何。

大正八年 (第三三回)

- 一、教育に關する勅語と國民道德との關係如何。
- 二、教育に關する勅語中の「徳器ヲ成就シ」の意義を説明し且之に關する工夫を述べよ。
- 三、忠君愛國の道を説明せよ。
- 四、國交に關する國民の心得を述べよ。

大正九年 (第三四回)

- 一、教育に關する勅語中の「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」の意義を説明せよ。
- 二、公益を廣め世務を開くの道を述べよ。

三、明治維新以來我が國に於ける道德思想變遷の大要を記せ。

四、國民道德の見地より自由平等思想を批判せよ。

大正十年 (第三五回)

- 一、教育に關する勅語中の「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」の意義を説明し且之を實行するの道を述べよ。
- 一、忠孝一致の理を説明よ。

三、國民道德の見地より地方自治の精神を説明せよ。

四、輿論の意義を説明し且之に對する心得を述べよ。

大正十一年第一次 (第三六回)

- 一、教育に關する勅語中の「徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」の意義を説明し且これに就きて感ずる所を述べよ。
- 二、信義の重んずべき理由を述べよ。
- 三、我が國民道德の特質を論ぜよ。
- 四、現代思想の主なるものを擧げて之を批評せよ。

大正十一年第二次 (第三七回)

- 一、教育に關する勅語中の「恭儉己レヲ持シ」の意義を説明し且これに就きて感ずる所を述べよ。
- 二、職業の道德的意義を問ふ。
- 三、國民の公務の主なるものを舉げて之を説明せよ。
- 四、國民道德の見地より國際道德上注意すべき事項を論ぜよ。

大正十二年第一次 (第三八回)

- 一、教育に關する勅語中の「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所」の意義を説明せよ。
- 二、國運を發展せしむるの道如何。
- 三、財産の道德的意義を問ふ。
- 四、國家の意義を述べて其目的を明かにせよ。

大正十二年第二次 (第三九回)

- 一、教育に關する勅語中の「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」の意義を説明し、且これに就きて感ずる所を述べよ。

- 二、責任觀念養成の道如何。
- 三、國民道德の見地より人格の重んずべき理由を説明せよ。
- 四、儒教の國民道德に及ぼしたる影響を問ふ。

大正十三年第一次 (第四〇回)

- 一、教育に關する勅語中の「國體ノ精華」の意義を説明せよ。
- 二、國民精神作興に關する詔書中の「浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス」の意義を説明し且つ此の時弊を矯正する方法を述べよ。
- 三、報恩の重んずべき理由を述べよ。
- 四、自治的精神の意義を説明し且其の養成の道を記せ。

大正十三年第二次 (第四一回)

- 一、教育に關する勅語中の「爾祖先ノ遺風」とは何を指示されたるものなるか。
- 二、戊申詔書の「自彊息マサルヘシ」の意義を説明せよ。
- 三、國民道德の見地より博愛共存の重んずべき理由を説明せよ。
- 四、職業の倫理的意義を問ふ。

大正十四年第一次 (第四二回)

- 一、教育に關する勅語中の「智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ」の意義を説明せよ。
- 二、國民精神作興に關する詔書中の「輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ」の意義を説明し且其の方法を述べよ。
- 三、國家主義と國際主義との關係を述べよ。
- 四、國民道德の見地より議員選舉の重んずべき理由を説明せよ。

大正十四年第二次 (第四三回)

- 一、教育に關する勅語中の「斯ノ道」とは何を指示したまへるか。
- 二、戊申詔書中の「國史ノ成跡」の意義を説明し且これに就きて感ずる所を述べよ。
- 三、秩序の重んずべき理由を説明せよ。
- 四、法律と道德との關係如何。

大正十五年第一次 (第四四回)

- 一、教育に關する勅語中の「我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ」の意義を説明せよ。

- 一、國民精神作興に關する詔書中の「公德ヲ守リ」の意義を説明し且これに就きて感ずる所を述べよ
- 二、國家と社會との關係を述べよ。
- 三、廉恥の重んずべき理由を問ふ。

大正十五年第二次 (第四五回)

- 一、教育に關する勅語の「教育ノ淵源」とは何ぞ。
- 二、戊申詔書中の國交に關する道德を説明せよ。
- 三、自由と服従との關係を説明せよ。

昭和二年第一次 (第四六回)

- 一、教育に關する勅語中の「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル」の意義を説明せよ。
- 二、國民精神作興に關する詔書中の「責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ」の意義を説明し且これに就き感ずる所を述べよ。
- 三、風習と道德との關係如何。
- 四、現代に於ける諸種の思想に對して執るべき態度を記せ。

昭和二年第二次 (第四七回)

- 一、教育に關する勅語中の「義勇公ニ奉シ」の意義を説明せよ。
- 二、戊申詔書中の「方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス」の意義を説明せよ。
- 三、孝道の本質を明かにし且之が實踐上の心得を述べよ。
- 四、國民道德の見地より武士道に就きて取るべき點を述べよ。

昭和三年第一次 (第四八回)

- 一、教育に關する勅語中の「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」の意義を説明し、且之れが實踐の道を述べよ。
- 二、國民精神作興に關する詔書中の「醇厚中正」の意義を説明し且之れに就きて感ずる所を述べよ。
- 三、反省の徳の重んずべき理由を説明せよ。
- 四、國民道德の見地より普通選舉の精神を説明せよ。

昭和三年第二次 (第四九回)

- 一、教育に關する勅語中の「學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ」の意義を説明せよ。

- 二、戊申詔書中の「日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ」の意義を説明し且之に就きて感ずる所を述べよ。
- 三、公務の重なるものを舉げ且之に關する心得を述べよ。
- 四、信教の自由の意義を説明せよ。

昭和四年第一次 (第五〇回)

- 一、教育に關する勅語中の「是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」の意義を説明せよ。
- 二、國民精神作興に關する詔書中の「教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ」の意義を説明し且之に就きて感ずる所を述べよ。
- 三、節制の徳の重んずべき理由を説明せよ。
- 四、神道と國民道德との關係を述べよ。

教育大意問題

大正元年 (第二六回)

- 一、本邦現時の學校系統を舉げて特に師範學校、中學校、高等女學校の本旨を明かにせよ。
- 二、觀念聯合、抽象、歸納の意義を説明せよ。
- 三、教育上賞罰の價値及其運用上の注意を述べよ。

大正二年 (第二七回)

- 一、教育の理論と其の實際との關係を述べよ。
- 二、左の意義を明かにせよ。
意識、個性、形式的陶冶、補習教育
- 三、生徒の良習慣を作るについて教育者の注意すべき要項を舉げよ。

大正三年 (第二八回)

- 一、教育の效果に制限を與ふる諸勢力を説明せよ。

教育大意

二、左の意義を説明せよ。

知覚、注意、権利、品性

三、訓育上模範の價値を論じて教師の心得に及べ。

大正四年 (第二九回)

一、境遇と教育との關係を論ぜよ。

二、左の意義を説明せよ。

判断、情操、國民教育、二部教授

三、教師の任務を説き、特に中等教員たるものゝ心得を述べよ。

大正五年 (第三〇回)

一、教育上人格の必要なる所以を述べよ。

二、各教科目聯關の必要なる所以を述べ、且つ實際上の注意を挙げよ。

三、左の意義を説明せよ。

本能、演繹、教授段階

四、中等學校生徒に試験を課するの利害を論ぜよ。

大正六年 (第三一回)

一、養護と訓練との關係を述べよ。

二、問答について注意すべき要件を示せ。

三、左の意義を説明せよ。

情操、氣質、定義、教育的教授

四、青年期の特質を舉げて訓練上の注意に及べ。

大正七年 (第三二回)

一、教授の目的を論じて教材選擇の標準を述べよ。

二、左の意義を明にせよ。

記憶、想像、學齡、特殊教育

三、訓練上訓諭の効果を論ぜよ。

四、學級の意義を明にし、其編制の主なる種類を挙げよ。

大正八年 (第三三回)

一、遺傳と教育との關係を論ぜよ。

教育大意

二、左の意義を明かにせよ。

観念聯合、概念、高等普通教育、成績考査

三、養護と教授との關係を述べよ。

四、教式（教授の様式）の主なる種類を擧げて其運用上の注意を述べよ。

大正九年（第三四回）

一、教育上學校と家庭及び社會との關係を述べよ。

二、左の意義を明かにせよ。

環境、暗示、知的情操、教材の排列

三、學級擔任の任務を論ぜよ。

大正十年（第三五回）

一、個性の意義を明かにし教育上の注意に及べ。

二、形式的陶冶の可否を論じ、教授上の注意に及べ。

三、中等學校に於ける自治訓練の適切なる方法を述べよ。

大正十一年第一次（第三六回）

一、教育の目的に關する諸説を擧げて之を論評せよ。

二、左の意義を説明せよ。

直觀、類似聯合、教授の様式

三、教授と訓練との關係を述べよ。

大正十一年第二次（第三七回）

一、訓練上權威と自由との關係を論ぜよ。

二、左の意義を説明せよ。

多方的興味、欲望、勤勞主義

三、中等教育に於て自學の必要なる所以を論じて其方法を述べよ。

大正十二年第一次（第三八回）

一、興味を説明して其教育上の價值を述べよ。

二、左の意義を明かにせよ。

類化、公民教育、教科の統合

三、生徒の個性を調査する方法を述べよ。

大正十二年第二次 (第三九回)

- 一、教授の意義を説明せよ。
- 二、左について知れる所を記せ。
美的情操、教材の統合、ベストロッチ
- 三、学校教育と社会教育との關係を述べよ。

大正十三年第一次 (第四〇回)

- 一、興味の心理を述べて教育上の注意に及べ。
- 二、左について知れる所を記せ。
直観教授、自治訓練、社会教育
- 三、遊戯及び競技の教育的價值を論ぜよ。

大正十三年第二次 (第四一回)

- 一、形式的陶冶と實際的陶冶との意義を明にし兩者の關係を論ぜよ。
- 二、左について知れる所を記せ。
運動感覺、歸納推理、人文主義

- 三、技能科の教育的價值を述べよ。

大正十四年第一次 (第四二回)

- 一、教育の意義を述べよ。
- 二、左について知れる所を記せ。
錯覺、職業指導、ヘルバルト。
- 三、教育上權威の必要なる所以を述べよ。

大正十四年第二次 (第四三回)

- 一、教育の目的を論ぜよ。
- 二、左について知れる所を記せ。
有機感覺、特殊教育、學習指導。
- 三、情操の意義を明にして其陶冶の方法を述べよ。

大正十五年第一次 (第四四回)

- 一、教材選擇上注意すべき事項を示せ。
- 二、左の意義を明かにせよ。

人格、判断作用、實質的陶冶。

三、模倣の心理を説明して訓練上の注意に及べ。

大正十五年第二次 (第四五回)

一、普通教育と職業教育との關係を論ぜよ。

二、左の意義を明かにせよ。

抽象・氣質、養護。

三、教授上生徒の研究的態度を養成する方法を述べよ。

昭和二年第一次 (第四六回)

一、養護と訓練との關係を述べよ。

二、左の意義を明かにせよ。

衝動、觀念、自律。

三、教材選擇の基準を述べよ。

昭和二年第二次 (第四七回)

一、養護と教授との關係を述べよ。

二、左について知れる所を記せ。

機能心理、情緒、品性陶冶。

三、各自の受験學科目の教育的價值を論ぜよ。

昭和三年第一次 (第四八回)

一、教授上問答法の價值を論ぜよ。

二、左について知れる所を記せ。

暗示、演繹推理、教育的教授

三、宿題の教育的意義を明かにし實際上の注意に及べ。

昭和三年第二次 (第四九回)

一、教授に於ける興味の價值を論ぜよ。

二、左の意義を説明せよ。

概念、個性、教授の様式

三、青年心理の特徴を挙げて訓練上注意すべき點を述べよ。

昭和四年第一次 (第五〇回)

- 一、教育と遺傳との關係を論ぜよ。
- 二、教科及び教材の統合とは何ぞや。
- 三、宿題を課するについての注意を述べよ。

裁縫科豫備試験問題集

大正元年度

- 一、左記五種の織物につき其の用途及原材を述べよ。
精好、薩摩上布、羅紗、繭細、ローン
- 二、裁縫の際針を慎重に取扱ふ習慣を養ふ方法如何。
- 三、幅三尺六寸の縞セルにて大人並に十二三歳の男袴の裁ち合せ方を圖解し之れに各部名稱及び寸法を記入し且つ用布の總丈をも記載すへし。
- 四、幅二尺の用布にて婦人洋服の下着一組を仕立つるにつき左の項を示せ。
(一)裁ち方及び各部の裁ち切り寸法、(二)縫ひ方順序の大要、(三)附屬品の種類及び數量

大正二年度

一、左の諸項を説明すべし。

- (1)婦人搔取の由來、(2)絹織物と綿織物との鑑別法、(3)縮緬類の湯伸法

- 二、裁縫教授に要する掛圖の種類を挙げ且其の製作上特に注意を要する諸點を述べし。
- 三、紹を用ひて女丸帯を調製せんとす其の仕立方に關する一切の事項を明記すべし。
但し肝要の箇所は之を圖解すべし。

四、地厚の羅紗地にて四五歳の女兒用大黒形の帽子を調製するにつき左の事項を示せ。

(1)寸法及裁ち方、(2)用布及び附屬品の種類數量、(3)仕立方

大正三年度

一、木綿、絹、羊毛の三種に就き各纖維の形狀及び成分を述べし。

二、用布表地中幅縮緬、裏地及胴抜きは並幅にて、本裁女物綿入參垢三枚重の裁方を圖解し之に各部の名稱及び寸法を記入し且其總尺をも記述すべし。

但し上着は比翼附にて下着は胴抜きとす。

三、左記の衣服を仕立つるに當り其最も注意を要すべき諸點につきて之を明瞭に記述すべし。

(イ)本裁女物綿入參垢二枚重、表、濱縮緬(紋附裙模様)裏、白羽二重

(ロ)本裁男物袷羽織 表、地薄なる斜子、裏、繪子

(ハ)本裁男物單袴 仙臺平鮮明なる豎縞物

四、七八歳男兒用マントの割出し方を記述すべし。但し頭巾は省く。

大正四年度 (二九回)

一、左記の事項を教授するに當り生徒に與ふる批評訂正は如何に行ふべきか、多くの陥り易き實例につきて注意の條項を記せ。

(イ)運針、(ロ)隠篋、(ハ)劍先、(ニ)綿入袴、(ホ)單羽織袴附

二、小兒用冬夜具一揃を調製せんとす、左の事項につきて各の考案並に説明を詳記すべし。竝に説明を詳記すべし。

(イ)各品の名稱及び數、(ロ)各品の選擇上地質色合等につきての注意、(ハ)用品の數量及び豫算價格(メリンスの類を用ひたる場合)、(ニ)仕立上げ寸法、(ホ)裁方(圖解)、(ヘ)仕立方(必要に應じ圖解すべし)、(ト)取扱上の注意。

三、女物單半コートの仕立方には如何なる種類ありや二三の異なる地質の裁方及び仕立方を明記すべし。

四、八九歳男兒用脊廣(裏附)の縫方を記述すべし。

大正五年度

- 一、現今の裁縫教授をして最も適切有効ならしむるには如何なる點に着眼すべきか。
- 二、用布二尺幅のセル二丈三尺七寸を以て本裁男物單羽織と同單袴とを裁ち合さんとす仕立上げ寸法普通として其の裁ち方を圖解し之に各部の名稱裁ち切り寸法を記入し且つ積り方の算式をも示せ。
- 三、女物二枚重を仕立るに當り上着黒縮緬下着白羽二重として何れも地厚物なるときは伸縮なき絲織類の二枚重に比し最も注意を要すべき箇所並びに其の方法を明記すべし。
- 四、左記の要項により運動シャツ及びゾボン下の裁ち合せ方を圖解し之に各部の名稱、寸法を記入すべし。

(1)年齢 七、八歳、(2)用布 キャラコ、(3)形状 隨意
但し仕立上げ圖を附記せよ。

大正六年度 (卅一回)

- 一、高等女學校第四年生徒に男袴を初めて教授せんとするに最も了解し易からしむるには如何なる工夫を要するか。

二、本裁單本重を裁縫するにつき左の諸項を記述せよ。

(イ)仕立寸法 年齢十七八歳用振袖、(ロ)用布(上着) 縮緬並幅物四丈六尺三寸(下着)紋縮緬九寸

幅物四丈八尺六寸外に衿裏二枚分、(ハ)積り方裁ち方、裾幕付袖下幅仕立上り八寸八分とす、
(ニ)仕立方、袖は上着下着共別縫とす。

三、左の事項を説明すべし。

(イ)肩揚、腰揚、附紐の付置及方法、(ロ)絹、木綿、毛織物の地直し方法

四、用布「キャラコ」を以て尋常小學校第四五學年兒童に適當なる(仕事着)手工用を調製せんとす左の事項に分ちて之を説明すべし。

(イ)裁ち方及寸法、(ロ)縫ひ方、(ハ)形状、仕立上り、略圖を示し寸法を記入すべし。

大正七年度

一、高等女學校の生徒に本裁女物綿入羽織の裁方及び標付方を始めて教授せんとす其方法を詳細に記述すべし。但し適當と認むる學年を記入すべし。

二、本裁單衣半重を調製せんとするに當り左の事項を説明すべし。但し年齢二十歳前後用。
(甲)左の地質を假定せよ。

(イ)上着地、(ロ)下着地、(ハ)衿裏地

(乙)積方の算法、(丙)裁方の圖解及び寸法、(丁)縫方の寸法

- 三、左記の女帯を仕立つるに當り特に注意すべき事項と其縫方を明記すべし。
(甲) 絹の丸帯、(乙) 紗と博多との腹合帯、(丙) 縮緬(麻の葉總紋ある物)と縹子との腹合帯
- 四、二三歳の男兒冬季用の大黒頭巾の裁縫につきて一切の事項を記述すべし。

大正八年度

- 一、中等教育に於ける裁縫は如何なる目的を以て教授するか、併せて之を貫徹する上に留意すべき事項を述べよ。
- 二、中幅(一尺一寸三分)縮緬片面物一反を以て左の二枚の表の裁ち合せ方を圖解せよ。
四五歳用長着(元祿袖) 七八歳用被布(長袖)
- 三、(イ) 中夜着につきて左の事項を答へよ 仕立上寸法 用布の總尺 綿の分量
(ロ) 左の地質につきて裁縫上の注意を記せ。 羽二重、縮緬、麻、セル
- 四、十歳位用女兒マントの割り出し方を圖解せよ。

大正九年度

- 一、各自の意見を以て四ヶ年程度の高等女學校に於ける第一學年第一期分(凡そ十五週)の教授細目を作り、其の主義方針を述べよ。

但し教授時數は第一、二學年に於て毎週四時、第三、四學年に於て毎週六時とす。

- 一、透織一反を以て男物單羽織を調製せんとす。其の裁縫に關する一切の事項を詳記すべし。
- 三、左記の事項につきて注意すべき要點を記せ。
(イ) 男物縮織袴の仕立方、(ロ) 紋羽二重と縹子類との腹合帯の仕立方。
- 四、實科高等女學校の生徒に教授すべき女兒前掛(五六歳用)を考案し其の裁ち方縫ひ方を記述すべしなほ出來上りの形狀を圖にて示せ。

大正十年度

- 一、高等女學校に於ける裁縫教授時間數減少せられたるにつきて其の所感を述べ、併せて之に對して注意すべき諸項を記せ。
- 二、實科高等女學校(四ヶ年程度)第二學年生徒に女袴を教授し應用自在ならしめんとす如何なる順序を取るべきか、なほ其の内容をも明記すべし。
但し教授時數 三十時
- 三、紋紗を以て本裁女單物半コート仕立にせんとす、裁方を圖解し仕立方を詳記せよ。
- 四、八、九歳女兒用洋服を圖の如く裁縫するに當り左の事項を明細に記述すべし。

(イ)標準寸法、(ロ)割出し方、(ハ)裁方の圖解及び寸法(用布幅凡そ二尺と假定す)、(ニ)縫方の順序寸法、(ホ)附屬品の數量



大正十一年度

- 一、女子師範學校第四學年生徒に裁縫科の教授法を授けんとす。其の項目を列擧し、なほ其の中力説せんとする二三につき内容を明記せよ。
- 二、生徒訓育上裁縫科教師の注意すべき點を述べよ。
- 三、本裁女物單長ココロにつき左の事項を問ふ。
 - (イ)二幅物として脊縫目附と下前整衿縫目附との利害得失、(ロ)右に適する地質、(ハ)左に相當する普通仕立上寸法 袖丈 一尺五寸 身丈三尺三寸、(ニ)右二種の裁方圖解並に裁切寸法用布の總尺。但し寸法は前項による。

- 四、表地錦紗縮緬裏地二羽重を以て女物袴羽織を仕立てんとす。其の縫方上に於ける注意を記せ。
- 五、七、八歳川の背廣服一着を裁縫するに當り次の事項を明細に記述すべし。
 - (イ)標準寸法、(ロ)割出し方、(ハ)裁ちの圖解及び寸法(用布の幅凡そ三尺七寸と假定す)

大正十一年度(二次)

- 一、裁縫科教授に於て示範の大切なることを説明し併せてその方法並に注意を述べよ。
- 二、衣服を新調するに當り最も經濟的ならしめんには如何なる點に注意すべきか、各方面に渡りて詳細に記せ。
- 三、絹の丸帯の仕立方に關する一切の事項を明記せよ。
- 四、幅一尺二寸の縮緬を以て、十、八九歳用振袖無垢二枚重(胴拔)表地の裁方を圖解し之に各部の名稱寸法を記し且つ總尺をも示せ。
- 五、十三、四歳用女兒水兵形服(冬着)上衣を裁縫するに當り左の事項を記せ。
 - (イ)標準寸法、(ロ)割出し方、裁方の圖解及び寸法(用布幅三尺と假定す)、(ハ)裁方順序方法
 - (ニ)附屬品の數量

大正十二年度

- 一、師範學校第一學年生徒に各自所用のツロースを裁縫せしめんとす其の教授案を作成せよ。
- 二、左の地質により本裁女物綿入二枚重(無垢)を仕立てんとす同地質の二枚重に比較しその仕立方に つきて注意すべき點を細密に記せ。
上着 濱縮緬 裾模様
下着 白羽二重(地薄)
- 三、男袴腰立の異なりなる方法を挙げ之につきて批判せよ。
- 四、十歳女兒用羽織につき左の事項を答へよ。
裁方圖(用布幅三六センチメートル)裁切寸法及び總尺(メートルにて示せ)裁方につきての諸注意
- 五、七、八歳女兒用オーバコートにつき次の事項を記載せよ。
形狀(圖解) 割出し方

大正十三年度

- 一、現代の要求に適當したる高等女學校(五ヶ年程度)の裁縫科教授要目を作製し且つ之が選擇排列の 主旨を述べよ。
- 二、幅。七六センチ、丈四四六センチ片面(セル)の用布で本裁袷長コートの表の裁方を圖解し各部に

寸法を記入せよ。

- 三、左の事項につき説明せよ。

- (1)本裁袷比翼の衿附及び綴方、(2)男物單羽織の裾附及び裾の折り方、(3)本裁女綿入の裾綴
- 四、左圖により次の事項を詳述せよ。

- (1)地質、(2)製圖並に割出し法、(3)縫方順序及び方法、(4)附屬品の種類及び個數



大正十四年度

- 一、現代に於ける裁縫科教師としての使命につきて述べよ。
- 二、左の事項につきて圖解を用ひて説明すべし。
(1)コート衿の仕立方、(2)單衣重袖の仕立方、(3)男物袷裏袖附の留め方
- 三、幅七六センチ丈九メートルのセルを以て本裁男物單羽織及び袴(裾附)を裁合せんとす。其の裁ち

方を圖解して各部に寸法を記入せよ。但し仕立上寸法は左の如し。

(一)羽織 身丈一〇三センチ、(二)袴 紐下八四センチ

四、左圖に示せる半ズボンにつき次の事項を詳述すべし。

(イ)製圖並に割出し方、(ロ)縫ひ方順序及び方法

但し脇明、堅かくし附、胯上縫ひつめのものとす。



大正十五年度

一、本裁附比翼の標付け方と縫ひ方との順序方法につきて述ぶべし。

二、麻と絹との腹合帯仕立方につきて詳述せよ。

三、左の圖により女兒(八、九才用)オーバーの製圖、割出し方並に縫ひ方の順序方法につきて記せ、

四、高等女學校第四學年生徒に單羽織の裁ち方(袴襦)を教授せんには如何なる順序方法によるべきか、右に要する教授案を作成せよ。

冬季用



昭和二年度

一、左圖のマントにつき其の製圖法と仕立方とを詳記せよ。(十二三歳用)

二、宮詣り用産着綿入(女兒用)の重を調製するに當り左の事項につきて説明すべし。

(1)上着、下着、表裏の地質、(2)仕立上げ寸法、(3)裁ち方積り方、

(4)縫ひ上方の注意、



- 三、絹の大人男袴の縫方を記せ。
- 四、現代の裁縫科教授をして一層能率を増進せしむるの方案如何。

昭和三年度

- 一、左圖により十四五歳用女児服の裁ち方を五分の一縮圖にて示し其の縫ひ方を説明すべし。
身長 一四センチ 胸圍 七二センチ



- 二、單長コートの仕立方を詳述すべし。
- 三、高等女學校第一學年に本裁女單衣長着を教授するに當り如何なる標本を必要とするか。種類をあげて製作上の注意を述べよ。
- 四、大幅友禪メリンスを用ひて女児八・九歳と二・四歳との羽織(いづれも元祿袖)表地を最も經濟的に裁ち合せんには用布何程を要するか、なほ裁ち方圖により各部の寸法を記入すべし。

裁縫科本試験問題集

大元正年度

- 一、中等教育に於ける裁縫教授の目的を述べ且女子師範學校と高等女學校とにより其の異なる所を盡ぐべし。
- 二、表地大幅の編セル裏地甲斐絹を以て總裏附のコート(道行形)を裁縫するにつき左の事項を明細に記述すべし。
 - (イ)仕立上げ寸法、但し上着より伸縮すべき所及び其寸法をも記載すること。
 - (ロ)積り方、裁ち方の圖解、名稱、寸法、及び用布の總丈。
 - (ハ)標附け方、(ニ)縫ひ方の順序方法

實地

- 一、男帯の仕立方。
- 二、四ツ身縮入比翼の左前身頃の縫方。

三、三、四歳児用の「ケープ」の仕立方。

大正二年度

- 一、普通教育に於ける裁縫科の價值を略述せよ。
- 二、高等女學校生徒に運針を練習せしむる方法如何。
- 一、普通教育に於ける裁縫教授の目的を問ふ。
- 二、高等女學校の生徒に裁ち方を教授するにつき其順序及方法を述べよ。

大正三年度

- 一、十番馬乗袴の裁ち方。
但し二分一六の紙にて裁ち各部の名稱、寸法及び襠の高さ乗間の割合を記入すべし。
- 二、左右襟(一寸〇)の縫ひ方(二時間)
- 三、四つ身綿入右片袖(元祿形)の縫ひ方(二時間)
- 四、運針本縫(二十分間)
- 五、男物袴羽織半身の裁縫(六時間半)
左半身の裁縫、仕上げ寸法、袖丈一尺二寸、身丈いっぱい其他普通

六、四五歳用女児洋服の裁縫。

但し形状は隨意とす。袖と袴をもミシン縫にして他は總て假縫とす。

教授法

- 一、裁縫教室に於ける机間巡視の目的を挙げ之が注意事項を述べし。
- 二、裁縫教室の設備上座制と腰掛制との得失を挙げ且つ撰擇につきて意見を述べし。

大正四年度

實地第一日

- 一、本裁單衣本重、左前身頃の縫ひ方(一時四十分間)但實物の二分の一とし地質は上着黒絹下着白絹と假定して裁縫すべし。
- 二、絹布掛け接ぎ並に脊紋縫合せ方(一時二十分)
- 三、四ツ身綿入比翼、左袖の縫方(三時間)但綿は口綿にとどめ袂は五分の丸みとす。
第二日
- 四、四ツ身綿入比翼、左半身の裁縫(七時間)但前日の左袖をつけ袂は五分と同じく口綿とす。
第三日

五、四五歳用男兒水兵服、上衣一枚の裁縫(七時間)

口述

- 一、裁縫科の教員として心得べき生徒の訓練上に於ける責任を詳説すべし。
- 二、女袴の裾に切上げを付けざる事あり、其理並に着用上の良否を述ぶべし。

第二日

- 一、裁縫科の教員として心得べき生徒の養護上に於ける責任を詳述すべし。
- 二、近來男袴を襠無に仕立つるあり、其理並に着用上の可否を述ぶべし。

大正五年度

實地 第一日

- 一、四ツ身被布身頃の上部。
飾紺結は形状任意とす。
- 二、四ツ身綿入筒袖一。
- 三、女物單衣袖口燃り衿。
- 四、同上 纏ひ衿。

第二日

- 五、本裁女物綿入左半身の裁縫。
襷七分、他は普通寸法とす。
- 六、四五歳用女兒マントの裁縫。

口述

- 一、我國家庭に於ける裁縫の價值を論じ延いて該科教授の任務に及べ。
- 二、裁縫の成績物を點檢するには如何なる事項に注意すべきか、尙其成績物を活用するにつきての意見及方法を述べよ。
- 一、基礎的技術とは如何なるものを云ふか、又之が教授をして最も有效ならしむるは如何なる方法によるべきか。
- 二、部分縫の價值及び之が教授上の注意を問ふ。

大正六年度 (三一回)

- 一、補綴、しきしつき、割はぎ、かけはぎ。
- 二、裄 左右(七分)(右三時三十分)

裁縫科本試験問題集

一、女袴 後上部(相引より上)仕立方 (右二時三十分間)

一、女兒洋服裁縫。

一、年齢 四五歳。

一、形状 圖の通り(圖略)

一、ミシン使用の箇所 衿、胸、帯

一、ボタン 最も要所にのみ付け其他は糸標とす(右七時三十分)

大正八年度

實地

一、(イ)本裁男單袴の部分縫(腰立)、(ロ)右教授案但し適當と認むる學年及び時間を記入すべし。

二、(イ)かけはぎ、(ロ)わりはぎ(甲斐絹)、(ハ)足袋。

三、本裁女物綿入比翼前身(左)の裁縫。

四、左圖形状の男兒服上衣の裁縫(三・四歳用)(圖略)但し袖口、袖附、衿、襷及び帯はミシン使用、他は假縫とす。

口述

- 一、裁縫科に於ける優等生及劣等生の指導を如何にすべきか。
- 二、本裁女袴の後笹襷の取り方圖解にて説明せよ。

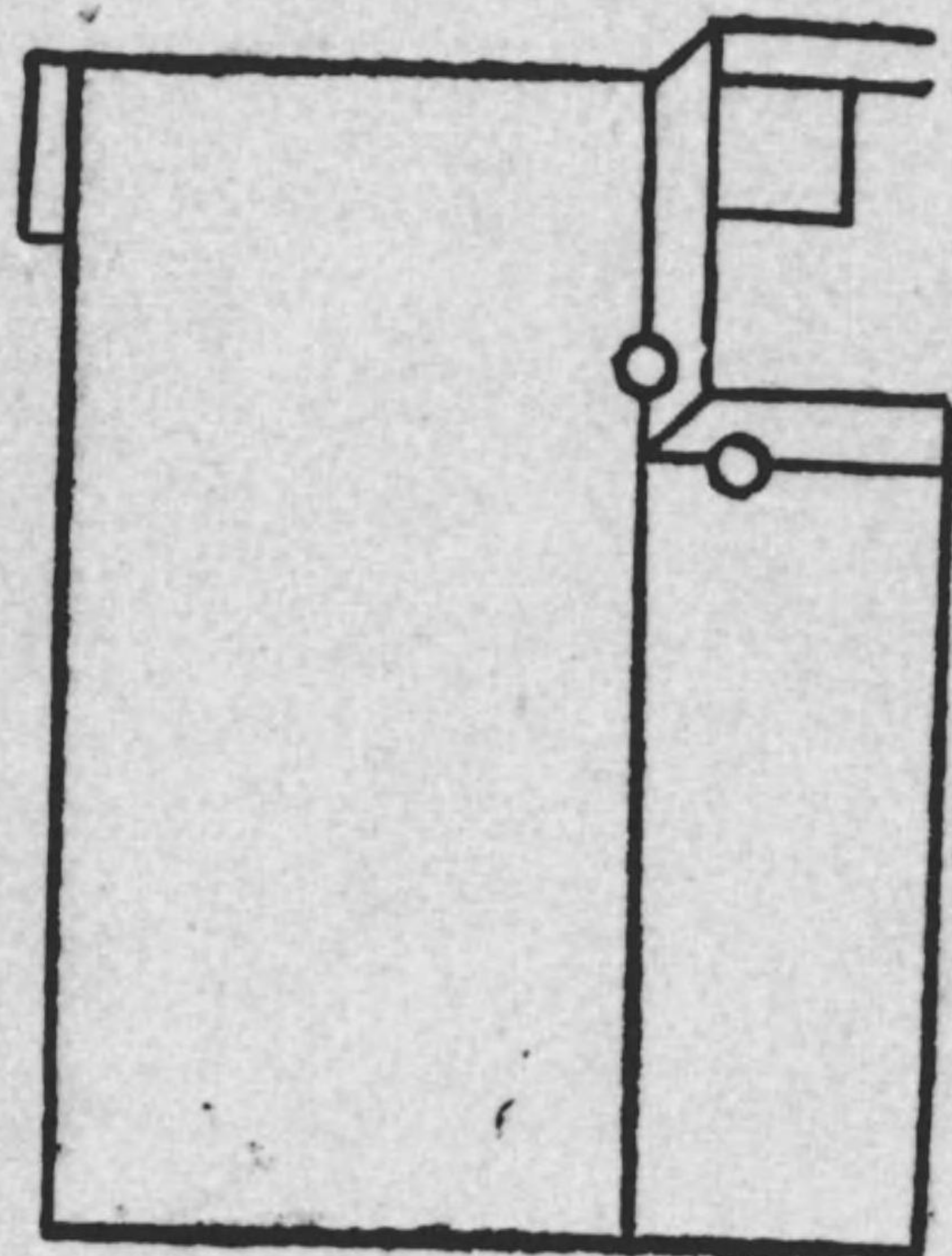
大正九年度

實地

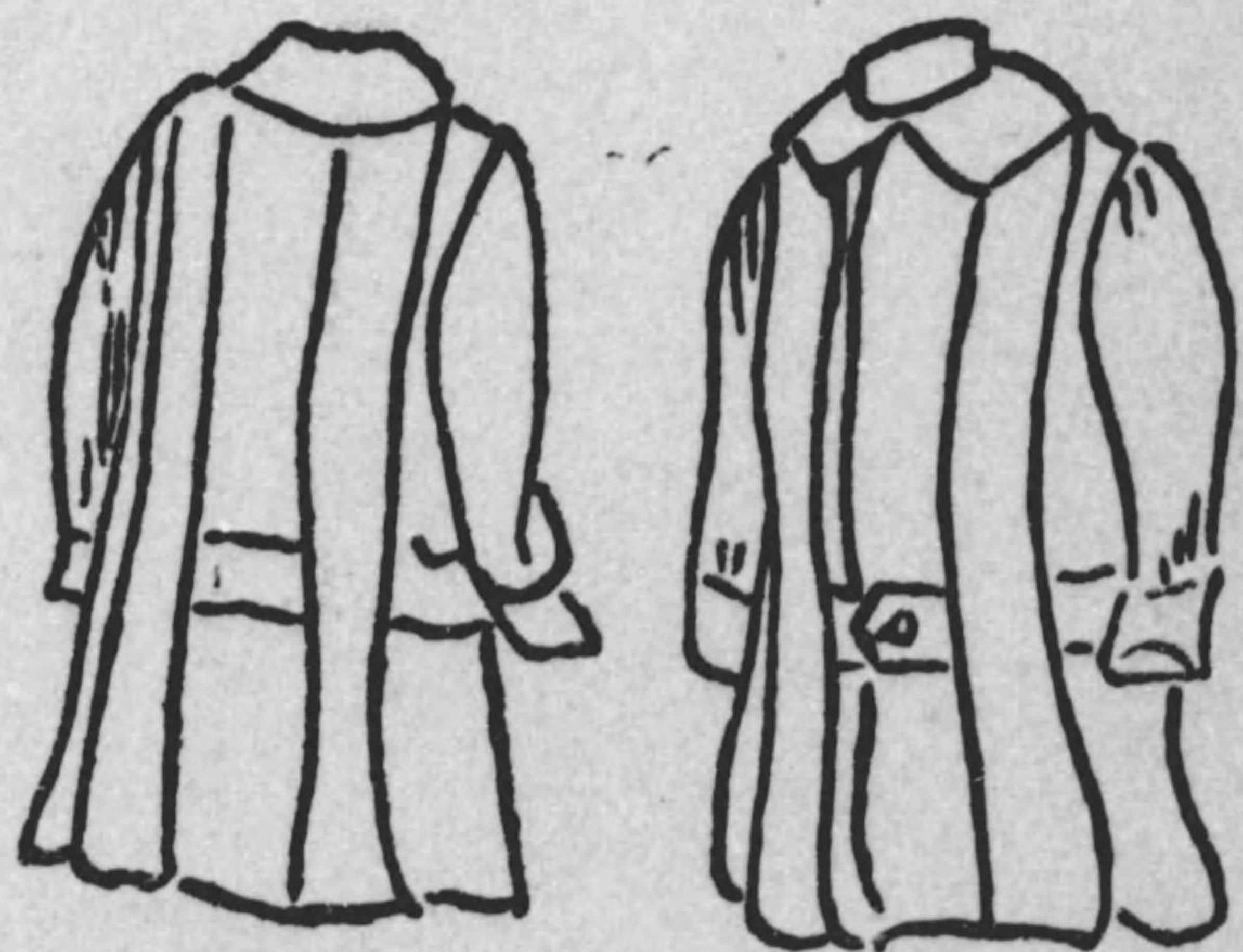
一、衿半コート右前上半身の裁縫。

(飾紐結の形状は隨意)

一、角あなつき(凡そ七分四角)



裁縫科本試験問題集



二、本裁女物綿入左袖の裁縫。

(袂丸 五分、袖口衽 一分五厘 (右二時間半))

一、本裁女物綿入左半身の裁縫

(衿下 二尺、裾衽、五分) (右七時間)

- 一、三四歳用男児水兵服上衣一枚裁縫。
(袖口、衿、ポケットはミシン使用のこと)

大正十年度

(一)

一、運針。

一、部分縫。

(一)本裁男物單羽織右前下半身(但し衿は袋附とす)、(二)透織丸帯片端(右三時間)

一、部分縫。

(イ)本裁綿入被布小衿附、(ロ)單衣袷先(割縫)(右二時間半)

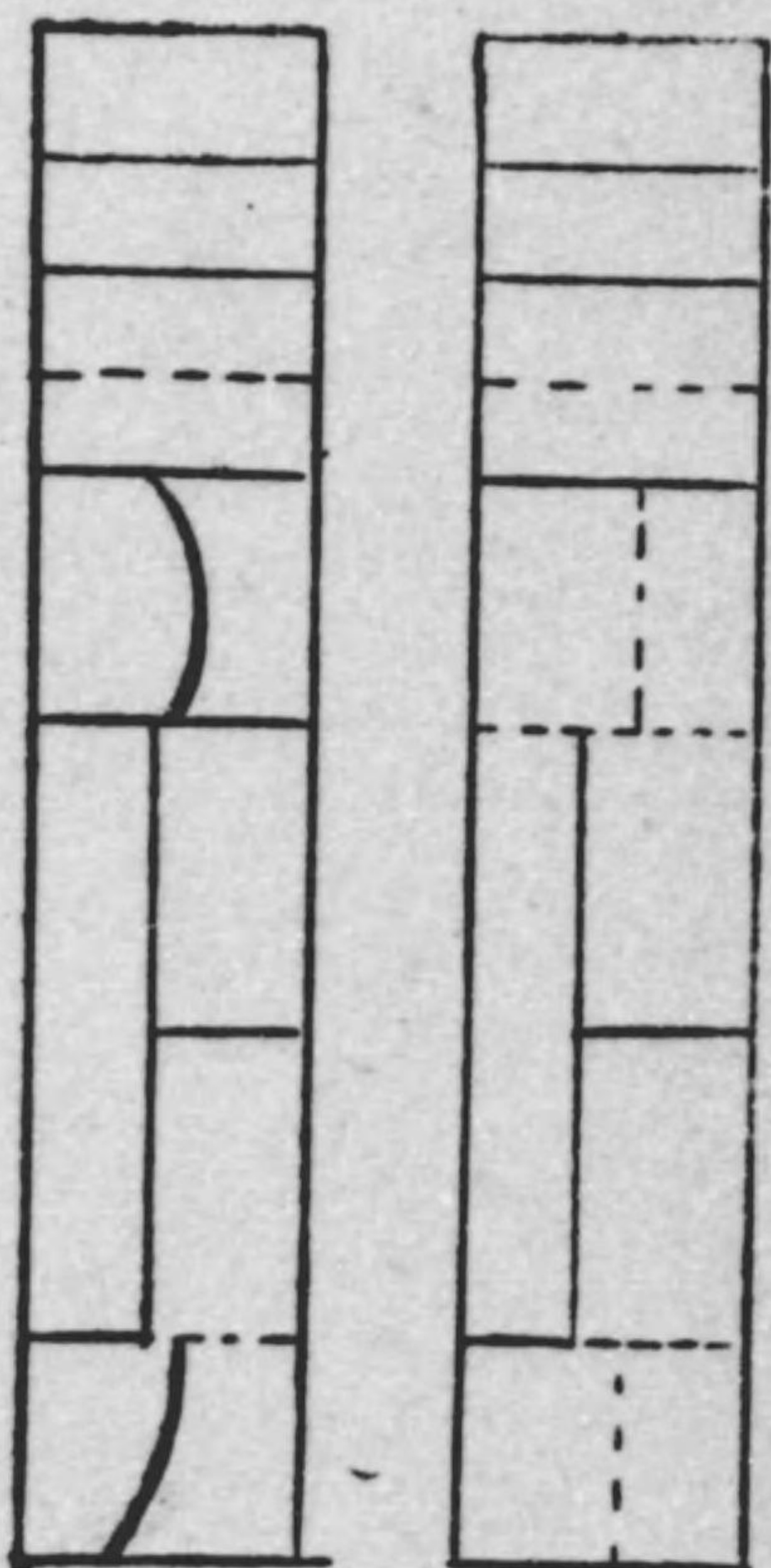
(二)

一、本裁男物口綿入左半身の裁縫。但し裾襷二分(右七時間半)

(三)

一、本裁普通シャツの裁縫(右七時間以上)

口述



一、上圖に示せる二種の裁ち方を教授せんとするには如何なる點に注意して説明すべきか。(十分間)

二、本裁綿入本比翼と附比翼との利害得失につき述べし。(十分間)

一、上圖に示せる二種の裁方を教授せんとするには如何なる點に注意して説明すべきか。(十分間)

二、本裁單衣本重と半重との利害得失につき述べし。(十分間)

大正十一年度

實地

一、本裁男袴の裁縫。

二、四ツ身衿比翼左半身の裁縫(但し裾襷は五分として綿を入る事)(右七時間)

三、五六歳用女児洋服の裁縫(但し衿ぐりは角とし袖附胴接ぎのあるものとす)(右七時間)

口述

一、大正十一年九月十二日文部大臣よりの節約に關する示達につきて裁縫科教授上特に注意すべき點

を述べよ。

- 二、高等女学校の生徒に本裁綿人羽織衿先の始末を教授せんとす如何に説明示範すべきか。
- 三、裁縫學習上の心得を生徒に了解せしむるにつきその要領を述べよ。

大正十一年度(二次)

第一日

- 一、本裁單衣重右袖縫。(但し寸法普通「丸み六分」)
- 二、女綿入(本裁)左身頃裾部分縫。

- (1)但し川布(半幅……衿
一 幅……全身及び後身の一部)
- (2)出衤 七分

- 三、男帶片端部分縫 (右六時間)

第二日

- 一、本裁單衣重右半身の裁縫 (但し寸法普通) (右七時間)

第三日

- 一、六・七歳用ズボン(ポケット附)の裁縫 (右七時間)

口 述

- 一、男袴裁方について圖により注意すべき點を説明せよ。紐下二尺二寸、布幅一尺五分。
- 二、マントの衿の仕立方について述べよ。(以上各十分間)
- 三、男單羽織袴身頃の裁方について圖により説明せよ。
(仕立上寸法)
(袖丈) 一尺四寸二分 (身丈) 二尺七寸
(繰越) 二分 (前下り) 一寸
- 四、マントの手出しの仕立方について述べよ。(以上各十分間)

大正十二年

實 地

- 一、本裁男物長着口綿入右袖の縫ひ方。(但し丸み八分)
其他の寸法は普通。
- 一、腹合帶片端の縫ひ方。
- 一、本縫女單半コート半身の裁縫。(但し仕立上寸法)

袖丈 一尺四寸

身丈 二尺七寸 (背縫にて)

其他の寸法は普通。

一、五六歳用男兒水兵服上着の裁縫。

口述

- 一、新設中等學校における裁縫教室の理想的設備につきて述べよ。(約十分)
- 二、本裁男物單衣衿先標本の作り方、並に使用法につきて述べよ。但し裏衿附とす。(約十分間)
- 三、女子師範學校生徒にミシン使用法を授けんとす。如何なる順序方法にすべきか。(約十分間)
- 四、本裁女物單衣衿先標本の作り方、並に使用法につきて述べよ。但し廣衿とす。

大正十三年

實地

- 一、十一、二歳用女袴の裁縫。(紐下六十五纏)
- 二、本裁綿入本比翼左片袖の裁縫。
- 三、座布圍の仕立方。

四、四五歳川女兒マントの裁縫。

口述

- 一、高等女學校第四學年生徒に帽子を教授せんには如何なる順序方法をとるか。
- 二、左の地質につき普通の綿布と比較して取扱上異なる點を述べよ。
(イ)麻、(ロ)紋羽二重 (以上各十分間)
- 一、高等女學校第三學年生徒にエプロンを教授するには如何なる順序方法をとるか。
- 二、左の地質に付き普通の絹布と比較して取扱上異なる點を述べよ。
(イ)縮緬、(ロ)毛織

大正十四年

實地

- 一、本裁男物衿羽織左半身の裁縫。
仕立上寸法普通
- 一、補綴。

割接、甲斐絹、丸穴織(直徑約三センチ)毛織

裁縫科本試験問題集

一、一つ身綿入長着の裁縫(元祿袖) 仕立上寸法

裾出袂、二センチ、袖口出袂 半センチ、其他普通

一、左圖による女兒服の裁縫(六歳用)

口述



一、女學校に於て女兒服を教授するに當り如何なる點に着眼すべきか。(以上十分間)

二、掛蒲團を教授するには如何なる順序方法によるべきか。(以上十分間)

三、男衿の仕立方を教授するには如何なる順序方法によるべきか。(以上十分間)

四、女學校に於ける子供服下着を教授するにつきての注意事項を述べよ。(以上十分間)

大正十五年度

一、脊紋の縫ひ方、

一、左圖に依り四・五歳用女兒帽子。



一、本裁女長着綿入左半身の仕立方。但し出袂二センチ其他の寸法普通とす。(右七時間)

一、八、九歳用半ズボンの仕立方。

但し前明、ビジョー附、脇堅カクシ附のものとする。右七時間

昭和二年度(四七回)

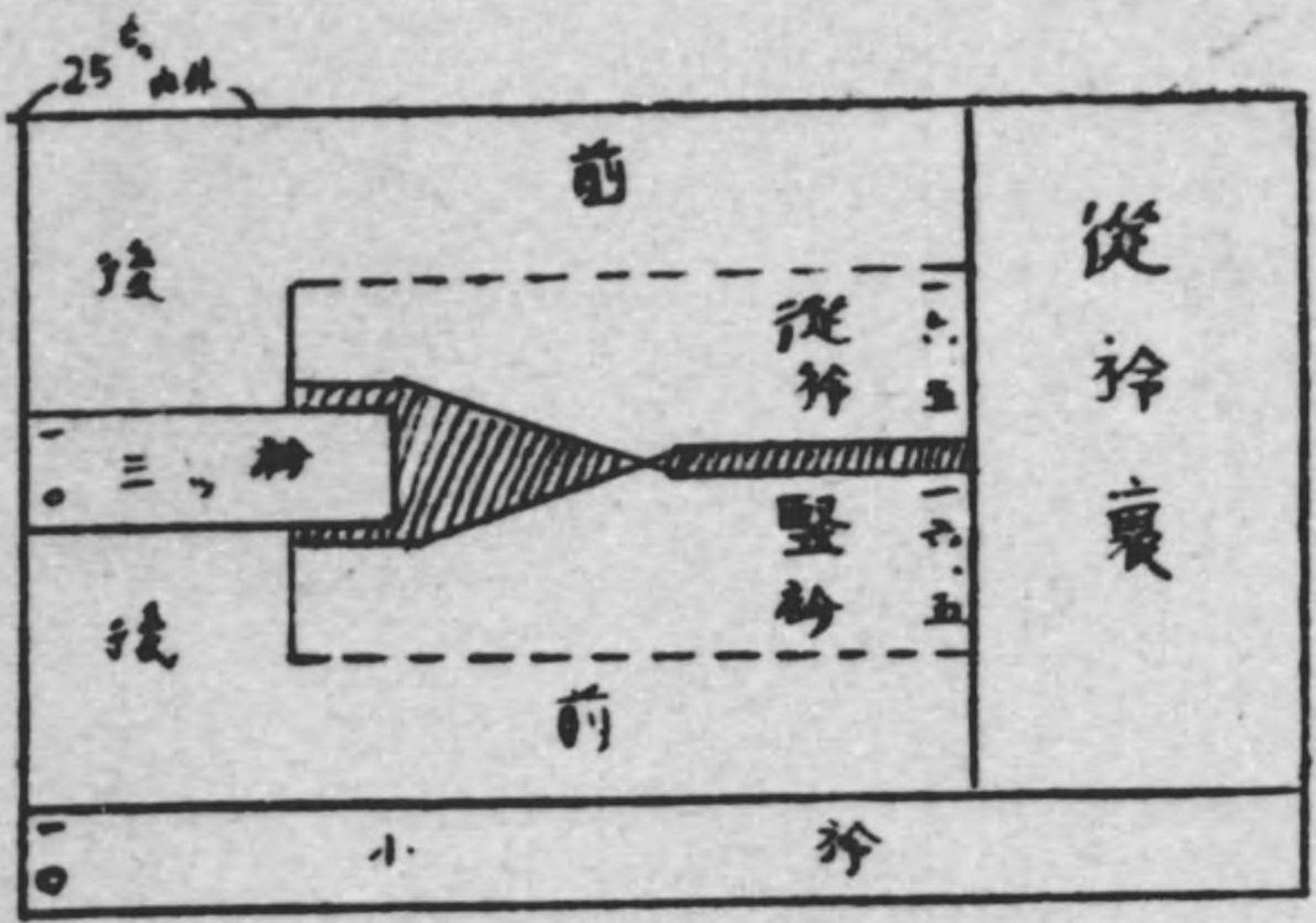
一、上前の棲の縫ひ方。(出袂二・五センチ)

衿の出来上り圖(折れるもの)



一、三種の地質につき適當なる穴のカマリ方。(各々二個)

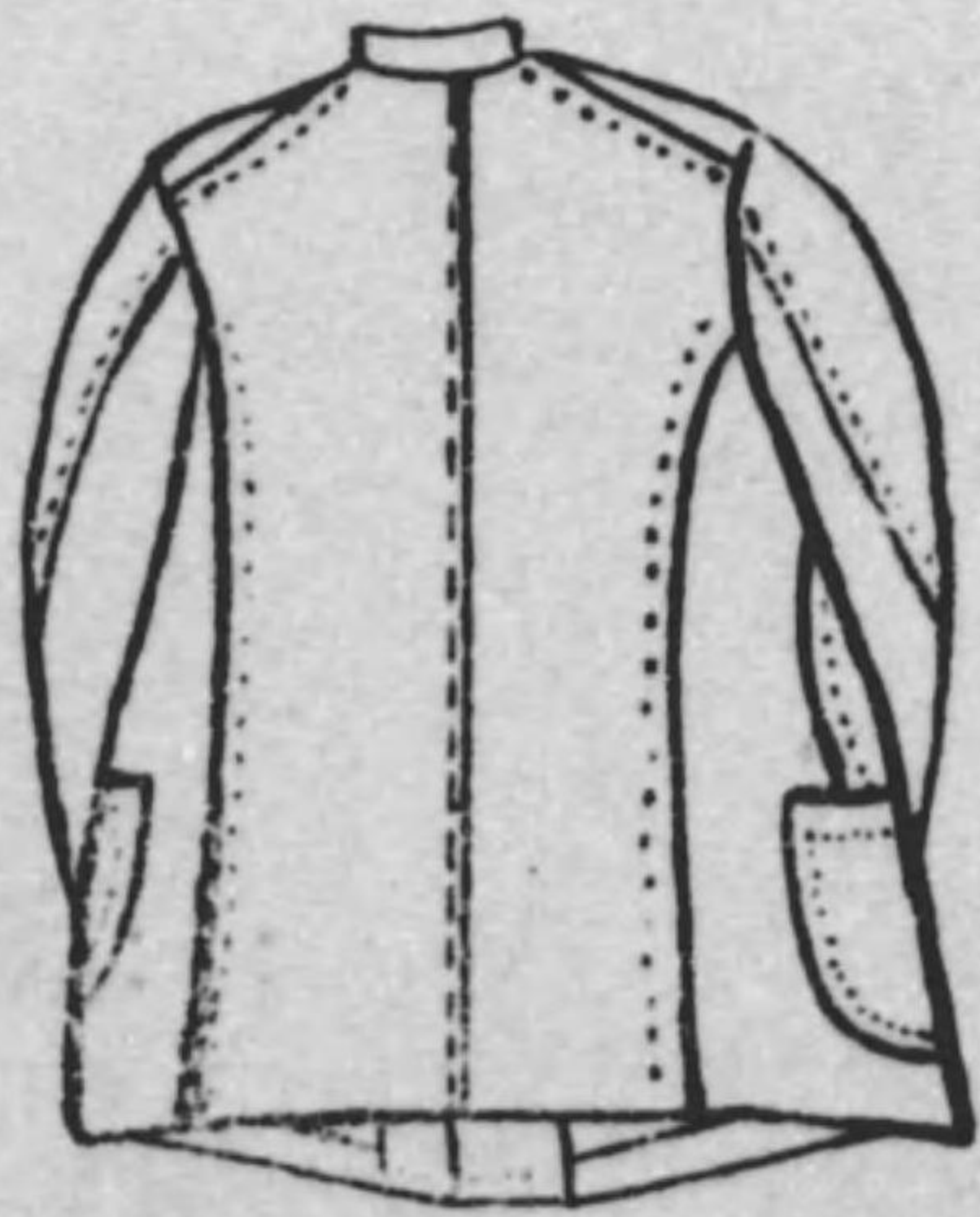
一、コートの衿附。(左圖による)
表地裁ち方圖



一、七・八歳用男兒學生服上衣の裁縫。(左圖による)

但し (1)穴カマリ・釦の位置は糸標、(2)ポケットは假附

出來上り圖 (夏服)



一、本裁女衿羽織左半身の裁縫。

仕立上寸法、身丈 九八センチ内外、繰越 一五・センチ袖丈六

〇センチ其他の寸法は普通。

昭和三年度

第一日

一、七、八歳用男袴の裁縫。

紐下、五七センチ

注意 裁ち方圖を添へて提出すべし。

二、ホワイトシャツ袖口(右)部分出來上り標本の作製。

但し後の穴カマリは必ず完成のこと。

第二日の分

一、左圖により十一・二歳用女兒洋服の裁縫。

第三日

一、本裁男物綿人上前半身縫。

但し 袖口衽 〇、五センチ

裾衽 一、五センチ

身丈 一三五センチ 其他は普通寸法とす。

裁縫科本試験問題集

◆文檢各科別最近問題集は

左の通りに出来しております(最新刊)

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
 修身科の部 國語科の部 英語科の部 地理科の部 家事科の部 物理科の部 化學科の部 博物科の部 音樂科の部 手工科の部 體操科の部
 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
 教育科の部 國語科の部 英語科の部 地理科の部 家事科の部 物理科の部 化學科の部 博物科の部 音樂科の部 手工科の部 體操科の部
 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
 習字科の部 圖畫科の部 理科の部 理科の部 理科の部 理科の部 理科の部 理科の部 理科の部 理科の部 理科の部 理科の部

以上には國民道德要領並びに教育大意の各問題
 受験案内、出願手續、受験諸規程の詳細を附し
 あり。

・大明堂編輯部編 (最新形・好評)

文種試験 獨學受験法

・各科出来しあり目錄御請求次第送呈

昭和五年一月二十一日印刷
昭和五年一月二十四日發行

定價五拾錢

不許複製

編者 大明堂編輯部
 發行所 東京市神田區小川町三十七番地 神戶文三郎
 印刷者 東京市小石川區關口水道町四十六番地 時枝佳實

發行所 大明堂書店

目錄進呈

東京市神田區小川町三七番地
 電話 神田二二三二九番
 振替 東京四七七七八番

323
450

東京大明堂發行